

令和5年度第2回流山市広告物審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び市職員	1 ページ
3	傍聴者	1 ページ
4	議事の概要	2 ページ～

1 開催日時及び場所

日時：令和6年1月17日（水）

午後2時00分から午後3時30分まで

場所：流山市役所第1庁舎3階庁議室

2 出席した委員及び市職員

(1) 審議会委員

横内 憲久	(学識経験者)
山中 新太郎	(学識経験者)
今野 浩昭	(関係行政機関職員)
真鍋 栄一	(屋外広告業を営む者)
田中 庸子	(市民委員)
坂 仁美	(市民委員)
間宮 瑞代	(市民委員)

(2) 市職員

まちづくり推進部長	梶
まちづくり推進部次長	木村
都市計画課課長	松田
都市計画課課長補佐	桃野
都市計画課職員	笠原
都市計画課職員	北嶋
都市計画課職員	林

3 傍聴者

1名

4 会議に付した案件

第1号議案 流山市広告物条例施行規則第2条（別表第1）の改正について
（付議）

5 議事録

（桃野補佐）

これより、令和5年度第2回流山市広告物審議会を開会いたします。

本日、出席の市職員の紹介をさせていただきます。まちづくり推進部長の梶です。まちづくり推進部次長の木村です。都市計画課長の松田です。都市計画課職員の笠原です。同じく北嶋です。同じく林です。本審議会の進行を務めます、都市計画課課長補佐の桃野です。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、議事録作成のため録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、本日の資料を確認いたします。

本日使用する資料は、会議次第、議案書、説明資料、以上3点となります。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し付けください。

よろしいでしょうか。

本日は、流山市広告物審議会委員7名のうち、全員の御出席をいただいておりますので、流山市広告物審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会議の開催条件を満たしておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、このあとの進行については、審議会会長にお願いしたいと存じます。横内会長、よろしくお願いいたします。

（横内会長）

会長の横内でございます。今年もよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、「流山市広告物審議会運営要領」に基づき議事録署名人を指名させていただきます。今回は、坂委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

（横内会長）

それでは坂委員、よろしくお願いいたします。

また、本日の審議議案につきましては、流山市広告物審議会規則第5条の規定に基づき、傍聴ができるものとなります。傍聴人がいる場合は入室させていただきます。

(桃野補佐)

本日は、傍聴人が1名おりますので、入室していただきます。

傍聴人の方は、次の点にご留意ください。傍聴人は発言できないことを、あらかじめ申し上げます。メモを取ることは差し支えありません、撮影、録音はご遠慮ください。その他「傍聴者の遵守事項」をお守りいただき、円滑な議事の運営にご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(横内会長)

それでは議題に入ります。

本日の案件は、流山市長から付議がありました、「流山市広告物条例施行規則第2条（別表第1）の改正について」でございます。

これより、第1号議案について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

(松田課長)

都市計画課長の松田です。私から、第1号議案について説明いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。途中動画を交えながら、20分程度の説明となります。

本日ご審議いただきたい内容は、広告物の規制を定めている流山市広告物条例施行規則を改正し、数値基準を一部緩和しようとするものです。

対象とする区域は、本市の北西に位置する、新川耕地区域のうち、主に物流施設が建築された区域のみとしております。

緩和しようとする内容は、全部で3つあります。

1点目は、物流施設の壁面に設置できる広告物の大きさを最大10平方メートルであるものを、最大25平方メートルにしようとするものです。

2点目は、物流施設のトラックの出入口の誘導表示について、表示面積1平方メートル以下であれば、各出入口につき、2個ずつまで設置できるようにしようとするものです。

3点目は、物流施設の1敷地当たりの広告物の総表示面積を、最大30平方メートルであるものを、最大100平方メートルにしようとするものです。

これらの内容を施行規則に落とし込んだものが、事前に送付させていただきました議案書となっておりますが、円滑に審議していただくために、本日は、スクリーンにて説明させていただきます。

はじめに、規制を緩和しようという考えに至った経緯についてです。

以前から、物流施設の運営者より、トラックドライバーが目的とする建物が分

かりづらく、道に迷ってしまうため、広告物の表示を大きく出せるようにしてほしいという意見が上がっており、昨年11月には、規制緩和を求める要望書が提出されました。実際、近隣住民を中心に、周辺道路におけるトラックによる交通問題が市の方にも寄せられております。また、当該区域は昨年12月に市街化区域に編入したことから、広告物についても、土地利用の実態に見合った制限の見直しが必要であると考えました。

次に、広告物の規制緩和をしようとする理由について説明します。

現在、物流施設は14棟が立地しておりますが、運営者としては3社となっております。（※当議事録では、便宜上、北側から1～4棟の運営会社をA社、北側から5～12棟の運営会社をB社と表記します。）

現状の規制内容だと、建物の壁面には事業者のロゴを出すのが限界で、施設名称や棟番号が表示できないため、離れた箇所からでは目的とする建物をトラックドライバーが把握できないという現状がございます。

写真左上のように、A社のDPLという物流施設が北から4棟建っておりますが、A社のロゴしか見えません。また、右上の写真のように、B社のアルファリンクという施設が8棟建っておりますが、こちらも事業者のロゴだけで、棟番号は見えない状況となっております。

続きまして、敷地の出入口のイン・アウト表示についても、施設名称や棟番号、テナント名が表示できないため、建物の近くに来てからも、この建物が目的とする建物で間違いのないかを確認することができない状況となっております。

令和3年度には、施設への誘導表示が十分出せないことから、条例第14条第1項の規定による特例の許可とする申請が物流施設の運営者からなされました。このことについて、令和3年度第2回広告物審議会でご審議いただき、施設の搬入口ごとに1個まで、搬出口ごとに2個まで、独立広告物の設置を許可する答申をいただきました。しかし、トラックによる交通問題の解決には、現場としては至りませんでした。

このような状況で、現在、トラックドライバーが道を間違えたり、あるいは、本当にこの建物で良いのかという目的地の確認のために停車したりすることが、周辺道路の交通問題の原因になっております。近隣住民の不便にも繋がっていることから、広告物の規制の緩和を行うことで、これらの問題を解決したいと考えております。

実際に変更しようとしている3つの緩和の内容について、説明させていただきます。

1点目は、壁面広告物の大きさの緩和です。

トラックドライバーが目的とする建物を離れたところから把握するためには、

壁面に施設名称や棟番号を表示するために、壁面広告物の大きさの緩和が必要であると考えます。

上限を10平方メートルから25平方メートルにすることで、既設の事業者のロゴに加え、施設名称や棟番号を表示することが可能となります。これにより、離れたところからでも、目的とする建物を把握することができます。左の写真は現状の写真で、右の写真は合成になります。

緩和の数値については、物流施設の運営者に意見を聞きながら、事業に支障がなく、かつ、周辺景観に配慮した大きさを市が選定しました。その際、現地確認のため何度も車で走りながら、大きさをシミュレーションすることで、緩和しようとする数値の妥当性を確認しております。

また、他市における物流施設の広告物も参考にしました。許可基準は流山市とは異なるものの、いずれの施設も企業ロゴと施設名称、もしくは入居テナント名が表示されており、運転しながらでも遠方から一目で目的とする物流施設を認識することができます。

2点目は、独立広告物の個数や表示面積の緩和です。

トラックドライバーが近くに来て、目的地を確認するためには、施設の出入口における広告物の個数や表示面積の緩和が必要であると考えます。1平方メートル以下の誘導表示を、出入口につき2個ずつ設置可能として、他の景観計画重点区域と同様に、総表示面積にも算入しないこととします。これにより、既設の出入口のイン・アウトの表示に加え、施設名称や棟番号、テナント名を表示することができます。

3点目は、1敷地当たりの総表示面積の緩和です。

1点目で説明しました壁面広告物の上限を25平方メートルに緩和することを実現させるためには、一敷地当たりの総表示面積の上限値が30平方メートルでは不足、100平方メートルへ緩和したいと考えております。これは、25平方メートルが4面あるとの考えによるものです。

引き続き、1敷地当たりの総表示面積に上限を設けることで、当該区域の良好な景観形成を維持できると考えております。

ここで、現状の広告物の様子と、緩和した場合の様子を、一部合成を含めて動画にしましたので、ご覧ください。

まずは、壁面広告物についてご覧ください。

(アルファリンク6：現状の様子)

こちらがアルファリンク6の建物になりますが、壁面広告物が表示できず、ど

の物流施設か判別できません。

(アルファリンク6：ロゴと棟番号追加)

一敷地当たりの総表示面積を緩和することで、事業者のロゴと棟番号の表示が可能となります。

(アルファリンク5：現状の様子)

こちらは、アルファリンク5の建物になりますが、事業者のロゴしか表示できず、どの物流施設か判別できません。

(アルファリンク5：棟番号追加)

棟番号の表示を可能とするために、一敷地当たりの総表示面積と、壁面広告物の表示面積の数値を緩和したいと考えております。

次に、敷地の出入口の広告物について、ご覧ください。

(アルファリンク1（入口）：現状の様子)

こちらはアルファリンク1の敷地の出入口側になります。一敷地当たりの総表示面積の制限があるため、敷地の入口には「入口」という表記のみとなっております。

(アルファリンク1（入口）：棟番号追加)

1平方メートル以下の誘導表示については総表示面積に算入しないように緩和することで、棟番号の表示が可能となります。

(アルファリンク1（出口）：現状の様子)

こちらも入口と同様、「出口」という表記のみとなっております。

(アルファリンク1（出口）：棟番号追加)

こちらも総表示面積に算入しないように緩和することで、棟番号の表示が可能となります。出口においても、施設名称や棟番号が入ることで、トラックドライバーが現在位置を把握するための目印となると考えております。

今、ご覧いただきましたように、当該地区の施設や敷地の規模を考えると、今回考えている緩和がされても、広告物は過剰とならず景観上支障が無いと我々としては考えております。

なお、おたかの森駅前など、市内の他の区域では、一番制限が厳しいところでも、壁面広告物は壁面面積の10分の1以下という制限のみであり、そもそも上限値の設定はありません。つまり、1敷地当たりの総表示面積の制限もないので、建物が大きくなれば比例して壁面広告物も大きくなります。例えば、物流施設の規模で考えますと、3,000平方メートルある壁面に対して、他の広告物の規制区域であれば、壁面広告物は300平方メートルまで出せるということ

になります。

当該区域は、西側の県道松戸野田線が、かつては有料道路であったため、千葉県屋外広告物条例では道路から展望できる地域として指定されていた経緯があり、平成30年に市条例に移行した際にも、一敷地当たりの総表示面積を30平方メートル以下とする制限を設けました。

しかし、現状は、昨年12月に市街化調整区域から市街化区域に変更され、用途地域も工業地域と指定したことから、他の工業地域の広告物の規制と同様に、上限値の設定は相応しくないという考え方もできなくはありません。一方で、物流施設の3事業者様に協力いただきながら、緑があふれて広告物も控えめに、外観の色彩もアースカラーにということで、景観に配慮された物流施設が立ち並んだ当該区域が、今後も景観計画重点区域であることに変わりはないことから、良好な景観を今後も誘導していくために、無制限にするのではなく、引き続き上限値を設けていきたいと考えております。

以上で、流山市広告物条例施行規則第2条別表第1の改正案についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(横内会長)

ありがとうございました。

この議案について、質疑や意見などありましたら、お願いいたします。

<質疑応答>

(間宮委員)

先ほど、アルファリンクの出入口の動画を見せていただいたところで、上部にフラッグで「1」というのが見えましたが、現在は代替的な措置として建てられたものなのでしょうか。

(松田課長)

現状の規制は、独立広告物は道路に対して一本までという規制となっており、それがフラッグを選択するのか、出入口の案内を選択するのか、その他テナントの表示を選択するのか、ということになりますが、こちらの敷地は、建物沿いの道路に対するフラッグを選択したということになります。これだけでは足りないので、2年前の特例の申請で、出入口の案内だけ追加で付けさせてもらったということです。

(間宮委員)

アルファリンク1だけではなく、2、3…と全部の敷地に代替措置がされているのでしょうか。

(松田課長)

すべての敷地ではありません。アルファリンク8棟のうち、5箇所程度についていると思います。1つで、この先「2・3」と書いてあるものもあります。

(間宮委員)

今後は、このフラッグと、出入口にナンバリングされたものが併設されるという認識でよろしいでしょうか。

(松田課長)

独立広告物を道路沿いに1個建てられるという権利は、今すでに使われていますので、独立広告物の数としては増えません。今出ているイン・アウトの表示の中に、アルファリンク1や2という表示が追加されることが今後想定されることです。

(間宮委員)

分かりました。ありがとうございます。

(坂委員)

普段、この施設を良く使用している市民の目線で意見を述べさせていただきます。中にカフェやコンビニが入っていて、周りの住民が自由に使えるスペースになっていたり、この場所を知っている住民からすると、とても素敵な良い施設が出来てくれたという印象です。学生が学校の友達とここに集まって勉強したり、普段から使っています。ただ、毎日のように通っていても、自分が使っている施設が何番の建物なのか、分からないと聞きます。5番に新しくカフェスペースが出来たらしいという情報を聞いても、どこが5番の建物か分からないし、どこから入っていいか分からないようです。もちろん、初めて来るトラックドライバーは場所が分からなくて困っているだろうと感じます。

動画にあった棟番号「1」の追加表示はだいぶ見やすくなったので良いと思いますが、写真で「アルファリンク2・3」と追加表示されたイメージのものは、文字が小さくて見えずらいと思います。入口表示の大きさはどのように定義をされているのでしょうか。ここの表示のサイズ自体がこの写真のものが上限だとすると、あまり効果が無いのではないかと感じました。

(桃野補佐)

表示部分の大きさはこのようになります。(スクリーン指さし) この大きさが1平方メートル以下であれば誘導表示と見なすことができます。

(坂委員)

今のこの写真のイメージで、1平方メートル以下になるのでしょうか。

(桃野補佐)

この写真のイメージよりは、もう少し大きく出せると思います。現在表示されているものに追加して、1平方メートル以下となりますので、精査は必要であると思います。事業者ロゴをいれるか、棟番号のみ入れるか、いろいろな選択肢はあると思いますが、1平方メートル程度表示ができるようになることで、現状より分かりやすい表示になると思います。

(坂委員)

情報を多く入れ、それだけ文字が小さくなってしまおうとなると、1平方メートルで足りるのかと感じました。

(松田課長)

アルファリンク2・3を例えにしたのが悪かったのですが、2棟の入口を1箇所で案内するのは、ここだけになります。他の敷地は2つ数字が並ぶことは無いので、もう少し文字の大きさは大きくできると思います。

他の規制区域では、駐車場の出入口は独立広告物に加えて、1平方メートル以下であれば1道路につき1個まではカウントしないで認めるという例外規定があります。おおたかの森の商業施設や南流山のスーパーも同じような運用をされていて、1平方メートルだと分からないとか、不便だというご意見は今まで聞いたことはありません。今回も、遠方から壁面で目的の建物が分かって、最終確認でこれが2番の入口だということが分かるので、他の規制区域と同様に1平方メートルで足りると考えております。

(坂委員)

ありがとうございました。

(山中副会長)

趣旨はよく分かりますし、この改正は必要なことだろうと思います。心配なのは、エリアは新川耕地だけで限定しておりますが、敷地や建物の規模を限定する必要はないのかということです。今は、あの大きさのスケールの建物が建って

いますが、もしここに、300平方メートル程度の建物が建って、緩和した規制が適用されるような恐れが無いのかどうか。他の都市計画上の規制で制限されていけば問題ないと思いますが、広告物の規制だけ残ってしまって、小さな小屋に100平方メートルの看板が表示されて、広告物が売り物となるような建物が建つことは無いでしょうか。

(松田課長)

大丈夫だと考えております。理由は2つございまして、1つは壁面面積の10分の1以下であるという制限は残りますので、壁面全体が広告になるというようなことはあり得ません。もう1つは、都市計画上の地区計画で、このエリアは建築物の最低敷地面積は30,000平方メートルという規制がありますので、小学校2つか3つ分ぐらいの敷地でないと1個の建物を建てられないということになります。地区計画制度により、広告のための建物ということにはならないと考えております。

(山中副会長)

もう1点あります。壁面広告物が1面25平方メートルまでで、4面あるので100平方メートルというお話でしたが、以前の制限を見ても、4面全てに面積を与えていなかったと思います。今回のケースは4面から必ず見えるという前提で全面に表示面積を与えているのでしょうか。

今、景観的に非常に建物は良くできています。流山の物流施設ならではの、良い巨大建築物となっていて、今は良識ある事業者がやっただけなので、維持できていると思います。これが、もう少し意識の低い事業者が入った時に大丈夫でしょうか。

逆に、道路からの視認性や、ドライバーから見れば良いのであれば、アイレベルに近いところの広告物をもう少し検討すれば、壁面広告物を制限するという選択肢もあったのではないのでしょうか。

(松田課長)

最初にこの緩和を考えたときに、独立広告物の緩和が望ましいか、壁面広告物の緩和が望ましいか、事業者と話をした中で、トラックドライバーから一番求められているのは壁面広告物ということが分かりました。そこで、壁面広告物の緩和を一番に考えました。アイレベルの広告物につきましては、高さ7メートルまでで、総表示面積6平方メートルまではすでに認められているので、その権利は使えます。ただ、それを現状フラッグに使っているため、アイレベルでの事業者看板が出せないということが起こっています。すでに独立広告物を出す権利は

ありますので、アイレベルでの緩和をする必要は無いと考えております。

今回、100平方メートルという数字にしたのは、壁面広告物の25平方メートルを4倍と申し上げましたが、それ以外に独立広告物を建てているので、25平方メートルの壁面広告物を4面ということにはならないと思います。25平方メートルを3面にして、残りで独立広告物を出す等、事業者主体性をもって考えてもらうこととなります。一敷地当たりの総表示面積100平方メートル以下の制限の中には、独立広告物も含まれておりますので、壁面広告物で100平方メートル使えるということにはなりません。

広告物の許可申請をする前に、景観計画に基づく景観条例の事前協議をすることが義務付けられているので、広告物の数値基準を守ったからといって、許可ということにはなりません。景観の事前協議が終わらないと、許可申請ができない流れになっています。おかしなことを考えたり、デザインのことを全く考えないような事業者には、許可申請の中ではなく、届出制度である景観事前協議の中で指導をさせてもらい、合意が取れたもので、許可申請を出してもらう仕組みになっております。

(横内会長)

25平方メートルの根拠は何でしょうか。

(松田課長)

現状の制限が10平方メートルでしたので、現在ついている事業者のロゴはほぼ10平方メートルとなっています。今ついている広告物を撤去せず、その下に何かを付加するとなると、同じサイズで棟番号を入れて20平方メートル程度になります。それに加えて、事業者名を入れることが想定されます。既存の表示を活かしながら、妥当性のあるところで、25平方メートルとさせていただきます。

(横内会長)

それは分かりますが、そもそも交通渋滞を解消するために、サインをしっかり作った方がいいのではないかとということであれば、25平方メートルではなく、30平方メートルでもいいのではないかと思います。

他の自治体の例はどのぐらいなのですか。

(桃野補佐)

上の写真の浦安市では、壁面面積の5分の1以下であり、新川耕地の規制の10分の1以下と比べると、倍ぐらいの大きさの表示ができることとなります。

下の相模原市の事例では、20平方メートルは出せることになっていて、大きい壁面になると、壁面面積の4分の1以下であれば出せるような規制となっているので、流山市よりは大きく出せる規定となっています。

25平方メートルという大きさについては、事業者との話の中で、お互いに数字の提示をしながら、このぐらいであれば、事業者が求めているロゴと棟番号、事業者名をセットで出せるという了解のうえで、決めさせていただきました。

(横内会長)

分かりました。規定を作ると、必ず数字の根拠は聞かれると思います。事業者と市の担当で協議をしながら、このぐらいが妥当であると考え、また、景観的にはなるべく広告物は小さいほうが影響が少ないだろうと、決めたのですね。その根拠はしっかり押さえていただければと思います。

(松田課長)

事業者からも協議の中で、30平方メートル、40平方メートルといろいろな話ありましたが、最終的には、25平方メートルいただければ自分たちの目的は達成できるという話をいただきました。

(山中副会長)

相模原市の事例にしても、B社は、メインの外壁とサインの明度差が少ないので、非常に品がいいと思います。デザイン的に考えたときに、もちろん面積も大事ですが、大きな広告物になった場合は、数字で規定するのはナンセンスかもしれません。例えば、明度差について配慮をする、等の制限を入れるのはどうでしょうか。極論を言えば、明度差があまり無ければ、今の表示の倍ぐらいの表示面積があっても、デザイン的にはいいと思います。

大事なものは、景観のインパクトと視認性のどこで折り合いをつけるか。補色を使って明度差をくっきり出されたり、蛍光色を使われると、いらっとするものとなります。今回は、そのあたりは、違うところで規制されるのでしょうか。

(松田課長)

はい、景観の事前協議の中で規制しています。

(山中副会長)

そういうところも、難しくならない程度にうまく規制を入れられると良いと思います。

横内会長と同じで、品が良ければ、良いと思います。

(間宮委員)

当該区域の広告物は、夜間はどのように視認されるのでしょうか。板面が光るのか、24時間稼働している物流施設であるので、夜も棟番号が分かるような表示が出されるという認識で良いのでしょうか。出入口の案内も照明がつくのか、デジタルサイネージのように浮かび上がったりののでしょうか。夜間だけ、プロジェクションマッピングのように大きな表示をされたりとか、昼間と景観が変わってしまう可能性があるのでしょうか。

(松田課長)

現状、A社もB社も壁面は内照式の広告物になっており、板面の裏側からLEDで照らしており、輝度は強くなく、けばけばしさは感じません。今後、棟番号などが追加されても、同じような表示となると思います。

独立広告物については、足元から照明で照らしており、緩和されても同じようになると思います。

プロジェクションマッピングのお話もありましたが、今は明確な規定はありませんが、少なくとも壁面に広告物を表示すれば、壁面広告物という扱いになりますので、25平方メートルを超えての表示をすることはできません。

(横内会長)

間宮委員が御指摘したように、夜間の写真は欲しかったと思います。

今回の緩和を受けてサインを大きく表示すると、やはり交通渋滞は減るのでしょうか。

(松田課長)

渋滞にもいろいろありまして、交通量が多いことによる渋滞は、広告物の基準を変えても減らないと思います。今回、審議会ではあえて、交通問題という言葉を使わせてもらっています。渋滞の原因となる速度低下や、迷ってぐるぐる回ったり、行き止まりに近いところにトラックが入ってしまっただけバックしないといけないとか、そういうことは少なくなると思います。交通量問題には寄与しませんが、渋滞のきっかけとなるような交通問題は減ると思います。

(坂委員)

時間帯によっては、大きなトラックが道沿いに停まっているのですが、そこには広告物とは別の規制が入る予定はあるのでしょうか。

(松田課長)

いろいろな原因はあると思いますが、一番はトラックの待機場が不足していて、搬入時間まで周辺道路で待っているということだと思います。そのことについては、広告物のことでは対処はできないと思います。市としては、物流施設の中にできるだけ待機場を確保するように依頼はしていますが、なかなか難しいところであると思います。

(真鍋委員)

今回はこの地域に限った話ですが、他の地域から、もっと広告物を大きくしないと車やトラックが渋滞するというような要望は無いのですか。ここだけは要望が来たから規制を変えたいというようなことなのですか。

(松田課長)

駅前などで、施主の要望で、もっと広告物を出したいという、広告とか宣伝行為に対しての要望はありますが、交通問題や安全に関わることでの要望は特にありません。この物流エリアに関しては、平成30年に流山市広告物条例を施行した時からずっと要望をいただいております。他のエリアからは、このような長いスパンでの、個別の要望は聞いておりません。

(今野委員)

施設の棟番号は広告物に該当するのでしょうか。こちらの物流施設付近から事故の連絡をもらったとしても、自分がどこにいるのか分からないという方が多いです。警察が現地に行っても、通報者と接触できないことが頻繁にあります。先ほども話がありましたが、施設の入口のところでも、中に入っているテナントの名前も分かりません。また、駅からバスで施設に通勤している方は、自分が何番の施設で待っているかも分かりません。こういったことが実際あるので、広告物の定義というものは、なかなか難しいと思います。

渋滞については、荷物を運ぶ側からすると、5分でも遅れるとペナルティになってしまうので、道路が空いている時間帯に来て、付近に停車しているため、トラック待機の通報はかなり多いです。

もし棟番号も広告物に当たってしまうのであれば、市の方で、現在地を示す案内を出すなどの検討が必要ではないでしょうか。物流施設付近と、景観を守る必要がある駅前とでは、違う考え方をする必要があるのでと思います。物流施設はこの辺りに不慣れなドライバーが来たり、トラックの出入りが激しいところであるので、景観と使いにくさのバランスをどこまで考えるかだと思います。目立たせるべき交通標識と景観の配慮というものは相反するところもあるので、なかな

か難しいところではあると思います。

(横内会長)

交通問題というよりも、現在地の住所が特定できないということですね。電柱とかに住所を書いてもいいのではないのでしょうか。

(今野委員)

電柱に住所を表記しているエリアもありますね。とにかく、現在位置が分からずに困っているケースが多いので、その辺りについても広告物というところで配慮していただければと思います。

(横内会長)

大変貴重な意見ですね。先ほども、学生が頻繁に使っている施設であっても何番の建物なのか分からないというお話がありました。建物自体も使われないと意味が無いので、現在地が分かるような仕組みが必要であると思います。

(山中副会長)

非常に重要な意見であったと思います。今回の件はこれで良いと思いますが、分かり易くするために何が必要かというのは、広告物と併せて考えなくては行けないと思います。

例えば、配棟計画が分かる全体のマップのようなものが何メートルおきか何百メートルおきかに立っていて現在地を把握できる形はどうでしょうか。ここは特殊な街区だという前提に立って、きちんと景観に配慮した案内図のようなものを市が誘導して建てるなどはどうでしょうか。また、看板の色も、新川耕地地区であれば、野の草の色と合わせた緑をバックにして、白い文字で表記する形で統一するなど、看板のデザインをコントロールしながら、全体的な案内図を作っていくというようなことも必要なのではないのでしょうか。

今後の課題として申し上げますが、事業者が集合広告のようなものが必要であれば、意見を挙げてもらった方がいいと思います。

(松田課長)

今回緩和の案を話し合う中で、鳥瞰図のようなものをポイントに立てるという議論もさせていただきましたが、現状求められていないという感じがしました。そのため、今回は主に壁面広告物の緩和でいこうということになりました。市としては、施設全体の案内図のようなものは効果があると思っていますので、仮に、今回の緩和を行っても、現状の問題が解決しなかった場合は、市の方が主

導をして、事業者を巻き込んで話をして、審議会で特例の許可をご相談させていただくことになるかもしれません。

(山中副会長)

先ほどの今野委員のお話にあった、現在地が分かるような案内を求めているのはトラックドライバーではなく、市民や従業員の方なのではないでしょうか。

(横内会長)

特にB社の物流施設は周辺の方に使ってもらおうという仕掛けをたくさん作っています。それであれば、山中副会長がおっしゃったように、求めている対象が違うのかもしれませんが。

駅前と違って敷地もとても広いので、現在地が分かる案内が必要であるかもしれません。みんな同じような外観であり、これからも街路樹が成長していくと、風景があまり変わらなくなり、ますます分からないという話が出てきそうです。これからも是非ご検討をお願いします。

(横内会長)

それでは、本議案の付議に対して、審議会としての答申をまとめたいと思います。

「本議案については異存ありません」と答申したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

<全員挙手>

(横内会長)

ありがとうございます。それでは、全員一致で、ここまで審議したとおり、本審議会の付議事項に「異存なし」として、市長に答申します。

以上で、本日の議題は終了しました。

審議事項は以上です。この後の進行は、事務局からお願いします。

(桃野補佐)

横内会長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回広告物審議会を閉会いたします。皆様、長時間お疲れさまでした。